

## **[事案 2023-11] 新契約無効請求**

・令和5年12月21日 裁定終了

### **<事案の概要>**

希望していた内容の保険ではなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

募集代理店を通じて令和2年7月に契約した医療保険（契約①）および同年8月に契約した積立利率変動型終身保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①について、医療保険で、保険を利用しなかった場合に保険料が返還されるものを希望したが、そのような内容ではなかった。
- (2) 契約②について、がん保険は他社で契約していること、医療保険でがん特約を付けていることから、資産形成目的で特約を付けずに契約をしたいと伝えたが、特約が付加されていた。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①について、設計書やパンフレットに、解約返戻金がなく、保険料が掛け捨ての商品であることが記載されている。
- (2) 契約②について、パンフレットに三大疾病・介護給付終身保険特約が契約者に選んでいただく特約である旨記載されている。重要事項説明冊子には、三大疾病・介護給付終身保険特約として、「悪性新生物」と診断された場合に特約保険金を支払うことが記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。